

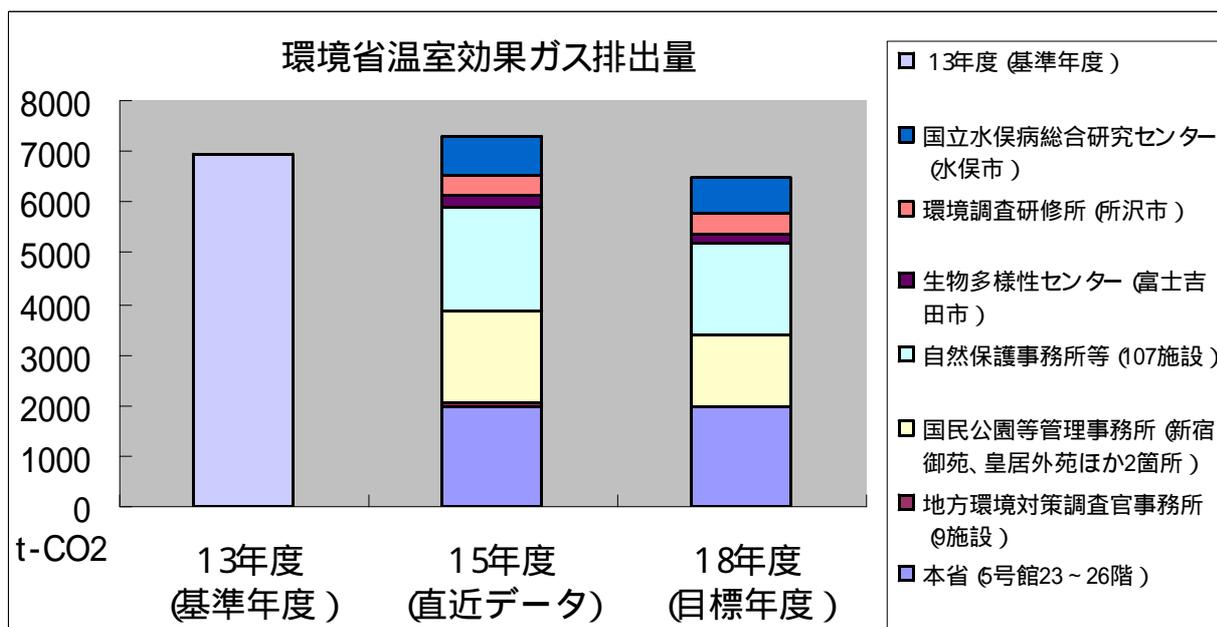
環境省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため 実行すべき措置について定める実施計画

〔平成17年6月30日〕
環境省地球温暖化対策推進本部

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(平成17年4月28日閣議決定。以下、「政府の実行計画」という。)に基づき、環境省が行う具体的細目的措置を以下のとおり定める。

記

環境省の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量は、平成15年度において13年度比で4.4%増加しており、目標年度である18年度の排出量を13年度比で7%削減するという目標との間には、11.4%の差がある。このため、以下の取組を行うことにより、同目標の達成を図る。

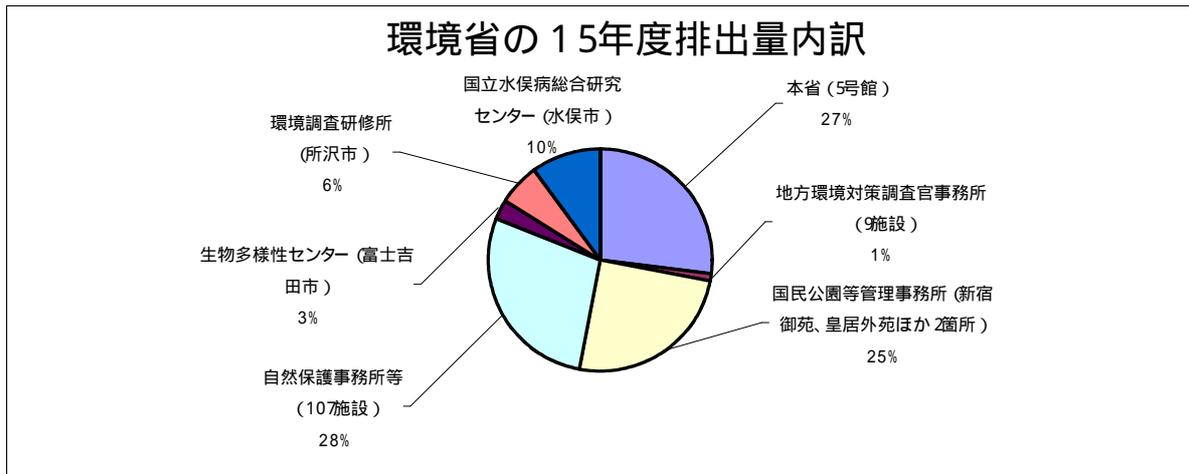


また、これらの取組を行うことにより、政府の実行計画に掲げられた、政府の数量的な努力目標の達成にも貢献する。

さらに、京都議定書目標達成計画に掲げられた先進的な地球温暖化対策を環境省が事業者や家庭に先駆けて率先して導入することや、環境省の取引相手である事業者に働きかけることなどを通じ、社会全体への普及を牽引する。

1. 対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、本省（中央合同庁舎第5号館23～26階）、地方環境対策調査官事務所、国民公園等管理事務所、自然保護事務所等、生物多様性センター、環境調査研修所及び国立水俣病総合研究センターの事務及び事業を対象とする。ただし、先進的な温暖化対策については、環境省が管理する官舎を含む。



なお、本計画の対象ではないが、独立行政法人国立環境研究所及び独立行政法人環境再生保全機構に対しても、実情に応じた地球温暖化対策の率先実行を促すこととする。

2. 対象期間

本計画は、平成18年度までの期間を対象とし、その実施の状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

(1) 低公害車の導入

公用車については、低公害車の導入を図る。特に一般公用車については、低公害車比率100%を維持する。一般公用車以外の自然保護官（レンジャー）車についても、17年度更新予定の1台と、18年度に更新予定の7台を含め、低公害車率を68%まで高める。

関係自動車会社からの協力を得て、現在2台を使用している燃料電池自動車について引き続き使用することとし、17年度中には3台を使用することとする。

現在8台を使用しているハイブリッド車について、18年度には11台を使用することとする。

このほか、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

(2) 自動車の効率的利用

ア 公用車等の効率的利用等

環境省においては、平成15年度の公用車で使用する燃料の量が13年度比で108%となっていることから、公用車で使用する燃料の量を13年度比で18年度までに概ね85%以下とするという政府の実行計画の努力目標に貢献するため、環境省の公用車の利用の効率化を図る。

公用車については、低公害車の導入を図る。特に一般公用車については、低公害車比率100%を維持する。一般公用車以外の自然保護官（レンジャー）車についても、17年度更新予定の1台と、18年度に更新予定の7台を含め、低公害車率を68%まで高める。（再掲）

関係自動車会社からの協力を得て、現在2台を使用している燃料電池自動車について引き続き使用することとし、17年度中には3台を使用することとする。（再掲）

現在8台を使用しているハイブリッド車については、18年度には11台を使用することとする。（再掲）

車一台ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行い、待機時のエンジン停止の励行、急発進、急加速の中止等の環境に配慮した運転（エコドライブ）を行う。また、ドライバーに対してエコドライブを音声等によって促す装置を本省で1台、自然保護事務所等で7台を導入する。国会待機車のアイドリングストップも徹底する。

アイドリングストップ車の導入については、低公害車で公用車の規模等に条件が合う車種が販売された場合、導入する。

公用車のうち、エタノール混合ガソリンやバイオマスディーゼル燃料の充填所が近傍に配置されているものにあつては、その利用に努める。

公用車について、アイドリングストップ装置の装着を平成18年度までに少なくとも1台行い、その導入を図る。

有料道路を利用する公用車へのETC車載器の搭載を、本省においては完了したことに引き続き、一般公用車以外の自然保護官車においても更新時に順次搭載することにより搭載率を高める。

3メディア対応型の道路交通情報通信システム(VICS)対応車載機を積極的に活用する。

業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。

霞が関地域において、毎月第一月曜日は、以下の場合を除き、公用車の使用を終日自粛するものとし、移動手段は徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。

・警備上支障のある場合

大臣車、副大臣車、大臣政務官車

・業務上支障のある場合

緊急業務、外国政府関係者の接受、その他公用車の使用が特にやむを得ないと認められる場合

タクシー券の適切な管理の一層の徹底を図り、不要不急のタクシー利用を抑制する。

来庁者、特に環境省が購入する納品を納入する者に対しては低公害車の優先利用、自動車利用の抑制、効率化を求める。

イ 公用車の台数の見直し

使用実態を精査し、公用車の共有化により、台数の見直しを行い、その削減を図る。

(3) 自転車の活用

「霞が関自転車利用システム」(平成11年2月)のさらなる活用など、自転車の共同利用を一層推進する。

(4) エネルギー消費効率の高い機器の導入

ア 省エネルギー型OA機器等の導入等

現に使用しているパソコン、ワープロ、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。

その一環として、LEDデスクライト蛍光灯の導入の検討を行い、少人

数での残業時等の天井照明の縮減を図る。

イ 節水機器等の導入等

環境省のトイレのすべての蛇口には、引き続き、節水コマを設置する。現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

ウ 国民公園や国立公園の所轄地における街灯の改善

国民公園等で使用する街灯については、上空への漏光が少なく、光への変換効率の高いものへ更新代替を図る。

(5) 用紙類の使用量の削減

環境省における用紙類の使用量は平成13年度比で15年度に94%となっているものの、用紙類の使用量を13年度比で18年度まで増加させないという政府の実行計画の努力目標に貢献するため、環境省の用紙類の使用量の削減を図る。

コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、本省においては部局単位で把握し、管理し、削減を図る。

会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。

各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。

両面印刷・両面コピーの徹底を図る。

内部で使用する各種資料をはじめ、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても特段支障のない限り極力両面コピーとする。

不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書等）については、再使用の徹底を図る。

使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。

A四判化の徹底による文書の一層のスリム化を図る。

温室効果ガスの排出削減の観点から、ペーパーレスシステムの早期の確立を図るため、電子メール、省内LANの活用及び文書・資料の磁気媒体保存等電子メディア等の利用による情報システムの整備を進める。

(6) 再生紙などの再生品や木材の活用

ア 再生紙の使用等

購入し、使用するコピー用紙、けい紙・起案用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙の使用を進める。

印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には

古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

イ 木材、再生品等の活用

購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。

間伐材、小径材等の木材や未利用繊維等の利用状況の低位な原材料から作られた製品を使用する。

初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

(7) ハイドロフルオロカーボン（HFC）の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

ア ハイドロフルオロカーボン（HFC）の代替物質を使用した製品等の購入・使用等の促進

庁舎等の施設の冷蔵庫、空調機器及び公用車のカーエアコンの購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品等地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。また、フロン類を使用した機器（オフィスの空調機器、冷蔵庫、カーエアコン等）の廃棄に当たっては、フロン類が確実に回収されるよう適切な発注を行う。

パソコン等のキーボードにマットを敷く等、ダストブローアの使用の低減を図るための措置を講じる。また、エアゾール製品を使用する場合には、HFC等のフロンを使用した製品を極力使用しないようにする。

イ 電気機械器具からの六フッ化硫黄（SF6）の回収・破壊等

庁舎等の施設において使用されている変圧器等の電気機械器具の廃棄、整備に当たっては、SF6の漏洩の防止、回収・破壊がなされるよう、適切な発注を行う。

(8) その他

ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。

環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。

資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を極力図る。

購入、使用する燃料について、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的に少ないものとする。

燃焼設備の改修に当たっては、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的により少ない燃料の使用が可能となるよう適切な対応を図る。

重油を燃料としている設備の更新に当たっては、可能な場合、重油に比べ温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料に変更する。

省エネルギー診断に基づき、さらなるエネルギーの使用の合理化が図られるよう、可能な限り、平成18年度末までに重点的に、設備・機器の導入、改修、運用改善を行う。

イ 製品等の長期使用等

その事務として、容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。

詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。

弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。

庁舎内の売店等におけるレジ袋の有料化による使用の抑制や使い捨ての容器包装による販売の自粛を呼び掛ける。

机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。

部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。

ウ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置の見直し

庁舎内の自動販売機の設置実態を精査し、自動販売機のエネルギー消費のより少ない機種、冷蔵用の場合はノンフロン冷媒を使用した機種への変更を促す。

エ 購入時の過剰包装の見直し

簡略に包装された商品の選択、購入を図る。また、リサイクルの仕組みが確立している包装材を用いているものの積極的選択を図る。

オ メタン（ CH_4 ）及び一酸化二窒素（ N_2O ）の排出の抑制

エネルギー供給設備の適正な運転管理を図る。

庁舎から排出される生ごみ等については、分別を徹底するとともに、極力、直接埋立ての方法により処理せず、適正処理を実施するよう、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。

カ 環境省の契約相手方となる事業者における環境取組の働きかけ

物品の購入、分析測定、調査研究等に係る契約に当たっては、契約の相手方となる事業者にISO14001又はエコアクション21等の適切な環境管理体制を社内において設け、適切に運用していることを条件とするなどグリーン契約を導入する。

4 . 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(1) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

既存の建築物において省エネルギー診断を主としたグリーン診断の推進を図り、さらなるエネルギーの使用の合理化が図られるよう、可能な限り、平成18年度末までに重点的に、特に自然保護事務所等において設備・機器の導入、設備等改修、運用改善を行う。

中央合同庁舎第5号館の単位面積当たりの電気使用量を平成13年度比で18年度までに105%以下とし、第5号館のエネルギー供給設備等で使用する燃料の量を13年度比で増加させないこととし、それらに伴う温室効果ガスの排出量を平成13年度比で18年度まで増加させないことを目標とし、その達成に努める。

(2) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。

断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。

その一環として、複層ガラス・枠断熱サッシ内窓のモデル導入を検討する。

建築物の建築等に当たっては支障のない限り再生産可能な資源である木材の利用に努める。

安全性、エネルギー効率、断熱性能等の点で大きな支障がない場合には、HFCを使用しない断熱材の利用を促進する。

損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

電力負荷平準化に資する蓄熱システム等の導入を極力図る。

(3) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

空調設備について、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。

このため、庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入する。

その一環として、空調・照明自動コントロールシステムの導入を検討する。

(4) 冷暖房の適正な温度管理

庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。

(5) 太陽光発電等新エネルギーの有効利用

建築物の規模、構造等の制約の下、可能な限り、太陽光発電、燃料電池、太陽熱利用、バイオマスエネルギー等の新エネルギーを活用した設備を導入する。

このため、本年8月を目途に中央合同庁舎第5号館に定置式燃料電池を設置する。すでに中央合同庁舎第5号館屋上には設置済みの太陽光発電装置を地方環境対策調査官事務所等においても可能な限り幅広く導入する。さらに、水俣市内の官舎に太陽光発電を用いた外灯を設置する。

環境省が所有する建築物の立地する地域において、地域冷暖房等の事業が計画されている場合には、当該計画に参加するよう図る。

建築物の規模・用途等を検討し、コージェネレーションシステム、廃熱利用等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入を図る。

(6) 水の有効利用

建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。

建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。

給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を設置する。

排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。

(7) 周辺や屋上の緑化

ア 敷地等の緑化の推進等

庁舎等の敷地について植栽を施し、緑化を推進する。

建築物の外壁面、屋上等の緑化を推進する。

イ 敷地内の環境の適正な維持管理の推進

所管地に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用又はバイオマスエネルギーとしての活用を行い、廃棄物としての排出の削減を図る。

休閑地については緑化に努めるなど適正な維持管理を図り、廃棄物の不法投棄を防ぐ。

(8) その他

ア 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施

建築物の建築等に当たっては支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促す。

合板型枠については、一層の効率的・合理的利用や使用削減など施工を合理化する工法の選択を発注者として促す。

工事関係車両から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促す。

建設業に係る指定副産物の再生利用を促進する。

建設業に係る指定副産物の新規用途の開発に努める。

建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。

イ 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

グリーン庁舎、グリーン施設、グリーン官舎の整備を推進する。このため、これらの庁舎等の設計の発注に当たっては、ライフサイクルの環境負荷を減らせるような設計が行われるよう、プロポーザルコンペ方式の導入を検討する。

断熱性能の向上のため、ひさし、窓ガラス等の開口部の構造を検討し、適切なものの整備を進める。

定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。

エレベーターの運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。

可能な限り反射板の取り付けにより照明の照度の向上に努める。

白熱灯の蛍光灯への切替えを極力図る。

屋外照明器具の設置に当たっては、上空への漏光が少なく、光への変換効率の高いものへ更新代替を図る。

庁舎等の施設において使用されている変圧器等の電気機械器具の廃棄、整備に当たっては、SF6の漏洩の防止、回収・破壊がなされるよう、適切な発注を行う。(再掲)

ESCO事業導入のフィージビリティ・スタディを実施し、可能な限り幅広く導入する。

(1) エネルギー使用量の抑制

ア 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

環境省においては、事務所の単位面積当たりの電気使用量が平成15年度において13年度比で92%になっていることから、事務所の単位面積当たりの電気使用量を13年度比で18年度までに90%以下にするという政府の実行計画の努力目標に貢献するため、環境省の電気使用量のさらなる削減を図る。

環境省においては、エネルギー供給設備等で使用する燃料の量が平成13年度比で15年度に108%となっていることから、エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、年々の気象状況を考慮し合理的に考えられる使用量の変動を除いて、13年度比で18年度までに増加させない、という政府の実行計画の努力目標に貢献するため、環境省のエネルギー供給設備等で使用する燃料の計画的な管理と削減を図る。

OA機器、家電製品及び照明については、適正規模のものの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。

庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。（再掲）

6月1日から9月末日までの間の服装については、28度の冷房でも涼しく快適に格好良く働けるビジネススタイル“COOL BIZ(クール ビズ)”を励行する。

冷暖房中の窓、出入口の開放禁止など冷暖房効果が上がる方策を徹底する。

発熱の大きいOA機器類の配置を工夫する。

深夜残業のための点灯時間の縮減及び帰宅時のタクシー利用の削減のため、職員の福利厚生の上昇に係る要請への対応ともあいまって、水曜日の定時退庁の一層の徹底を図る。このため、水曜日の午後五時以降は、主催会議の中止を進める。

職員の福利厚生の上昇に係る要請への対応、有給休暇の計画的取得の一層の徹底、事務の見直しにより、夜間残業の削減を図る。

朝9時以前及び昼休み（12:15～13:00）は、消灯する。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯する。

トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図る。

職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底し、利用実

態に応じたエレベーターの間引き運転を進める。

給湯器へのエコノマイザー（廃熱交換機）の導入等ガスコンロ、ガス湯沸器等の給湯機器の効率的使用を極力図る。

庁舎に、施設規模等に応じてCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器を可能な限り幅広く導入する。

冷蔵する物品の量を適切な範囲にとどめることにより、冷蔵庫の効率的使用を図る。

個室にポスターを貼付し、使用していないときのトイレの暖房便座のふた閉めを徹底する。また、非暖房期には、便座への通電は行わない。

昼休み等長時間パソコンを使用しない場合の電源オフ（又はふた閉じ）を徹底する。

イ 省CO₂化の要素を考慮した電力の購入

平成18年度からの庁舎の使用電力購入に際して、省CO₂化の要素を考慮した購入方式を導入する。また、主催の行事において使用する電力について可能な限り、省CO₂化の要素を考慮した購入方式を導入するよう努める。このために必要な購入の仕組みを早急に整備する。

ウ 庁舎における節水等の推進

環境省における事務所の単位面積当たりの上水使用量は、平成13年度比で15年度に59%となっているものの、事務所の単位面積当たりの上水使用量を13年度比で18年度までに90%以下にするという政府の実行計画の努力目標に貢献するため、引き続き、環境省の上水使用量の削減を図る。

家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄用水の節水を進める。

必要に応じ、トイレに流水音発生器を設置する。

水栓には、必要に応じて節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する。

水漏れ点検を徹底する。

公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等の改善を極力図る。

(2) ごみの分別

事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。

分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。

不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して裏紙使用・分別回収する。

(3) 廃棄物の減量

環境省から排出される廃棄物の量（湿重量）は平成13年度比で15年度は58%となっており、また、廃棄物中の可燃ごみの量は同期間比53%となっているものの、事務所から排出される廃棄物の量湿重量を13年度比で平成18年度までに概ね75%以下にすること及び廃棄物中の可燃ごみの量を同期間に概ね60%以下にすることという政府の実行計画の努力目標に貢献するため、3R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））に取り組むことにより、引き続き環境省から排出される廃棄物の量及び可燃ゴミの量の削減を図る。

その事務として、容器又は包装を利用する場合には、簡略な包装とし、当該容器又は包装の再使用や再生利用を図る。

使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。

紙の使用量の抑制を図る。（再掲）

リサイクルルートの確保等を内容とする各庁舎ごとのリサイクル計画を策定するとともに、実施のための責任者を指名する。

事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。（再掲）

分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。（再掲）

不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収する。（再掲）

シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。

コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収を進め、再使用に積極的に推進する。

厨房を使用する職員等へ呼びかけ、庁舎にある厨房施設から排水中に混入する生ごみの量を抑制する。

食べ残し、食品残渣などの有機物質について、処理業者に再生利用を行うよう発注者として促す。

施設の所在する地域で使用済物品等の交換の仕組みが設けられており、これに参加できる場合は、使用済物品等の交換に積極的に協力する。

庁舎から排出される生ごみ等については、極力直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。（再掲）

廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。

物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

(4) 森林の整備・保全の推進

植林、保育、間伐等森林の整備や管理・保全の適切な推進を図る。

6. 温室効果ガス排出量の7%削減目標の達成に向けた施設ごとの計画削減量と追加対策

環境省全体として18年度の排出量を13年度比で7%削減する目標の達成を図るため、それぞれの施設ごとに、次の表の計画削減量の欄に掲げられた削減量の実現を図る。

	H13 基準年 (tCO_2 /年)	15年度実績 (tCO_2 /年)	18年度削減量 (tCO_2 /年)	削減率 (対基準 年総排出 量比%)
本省	1,955	1,986	20	0.3
国民公園等管理事務所	1,752	1,812	344	4.9
自然保護事務所等	2,100	2,309	320	4.6
環境調査研修所	434	439	28	0.4
国立水俣病総合研究センター	728	729	87	1.2
計	6,969	7,275	799	11.4

それぞれの施設ごとの計画削減量の実現を図るために現時点で想定される主要な対策は次のとおりである。

(1)本省

中央合同庁舎第5号館については、13年度にグリーン改修が行われたところであるが、排出量のさらなる削減を図るため、15年8月に国土交通省が行った中央合同庁舎5号館グリーン診断報告書に掲げられた対策のうち、下記の対策が実行できないか、庁舎管理省庁（厚生労働省）と調整。

- ・人感センサー照明制御 9 t CO₂削減

このほか、OA機器、照明等のON/OFFをこまめに行うなどの使用の変更や、冷蔵庫等家電製品等について、耐用年数を考慮しての最新省エネ型への買い替え等を検討。

11 t CO₂削減
20 t CO₂(13年度総排出量比0.3%削減)

(2)国民公園等管理事務所（皇居外苑、新宿御苑、京都御苑、千鳥ヶ淵戦没者墓苑）

皇居外苑

- ・噴水用ポンプとして高率化されたポンプを導入 等を検討

291 t CO₂削減

新宿御苑

- ・公園の廃棄物（枝・芝）の熱の温室への利用
- ・栽培温室の複層ガラスへの変換 等を検討

53 t CO₂削減
344 t CO₂(13年度総排出量比4.9%削減)

(3) 自然保護事務所等 (107施設)

人感センサーなどによる照明制御や、冷暖房の温度調整により、排出量を14%程度削減することを検討。

320 t CO₂ (13年度総排出量比4.6%削減)

(4) 環境調査研修所

- ・ 高効率変圧器への交換、実習棟冷却水ポンプ等のインバーター制御
- ・ 太陽電池パネルの20kW増設 等を検討

28 t CO₂ (13年度総排出量比0.4%削減)

(5) 国立水俣病総合研究センター

- ・ 氷蓄熱式空調の導入、冷温水ポンプVWV制御、空調機コイル面風速の低減
- ・ 高効率変圧器への変換、Hf照明への変換、照明の昼光利用制御・初期照度補正等を検討

87 t CO₂ (13年度総排出量比1.2%削減)

これらの対策の組合せ等により799 t CO₂ (13年度総排出量比11.4%削減)を削減する。

7. 職員に対する研修等

(1) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。

省内誌、パンフレット、省内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。

地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

途上国からの地球温暖化対策に関する研修生等に対し積極的に対応する。

(2) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

国が主唱する環境関係の諸行事において、地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的な参加に便宜を図る。

希望する職員が地球温暖化対策に関する省外活動への積極的参加が進められるよう、休暇をとりやすい環境づくりを一層進める等必要な便宜を図る。

職員は、家庭内において「我が家の環境大臣」を指名し、「チーム・マイナス6%」の活動や環境家計簿の作成に積極的に取り組む。

(3) その他

昼休みの一斉消灯など別紙「省CO₂行動ルール」の周知を図り、その実施を徹底する。

職員から省CO₂化に資するアイデア（エコ・アイデア）を募集し、効果的なものを実行に移す。

環境省が主催するイベント等において、リユースカップの使用など、包括的な環境配慮を行う。

8 . 政府の実行計画及び関係府省ごとの実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の推進・評価・点検を行うため、環境省実施計画推進タスクフォース（以下、「タスクフォース」という。）を設置する。

本計画の推進・評価・点検の管理統括は、事務次官が行う。

タスクフォースの構成員は、事務次官、地球環境審議官、官房長、総合環境政策局長、地球環境局長、環境管理局長、自然環境局長、廃棄物・リサイクル対策部長、環境保健部長及び水環境部長とする。

タスクフォースの下にワーキンググループを設置する。ワーキンググループの構成員は、各大臣官房課長、総合環境政策局総務課長、環境計画課長及び環境経済課長、地球環境局総務課長及び地球温暖化対策課長、環境管理局長総務課長、自然環境局総務課長、廃棄物・リサイクル対策部企画課長、環境保健部企画課長並びに水環境部企画課長とする。

タスクフォース及びワーキンググループの庶務は、地球環境局地球温暖化対策課が行う。

タスクフォースの運営に当たっては、環境省環境マネジメントシステム設置要綱に基づき設置しているシステム運営部局長会議と連携を図ることとする。

政府の実行計画及び環境省の実施計画の実施状況について、自主的に点検を行い、その結果を踏まえ、地球温暖化対策推進本部幹事会において、毎年、成果を取りまとめた上、環境白書等適切な方法を通じ公表する。透明性の確保の観点から、点検結果の公表に当たっては、温室効果ガスの総排出量のみならず、取組項目ごとの進捗状況、組織単位の進捗状況について目標値や過去の実績値等との比較を行う等の評価を行い、これを併せて公表する。また、組織の大幅改変等の要因分析も合わせて公表することとする。

総務省の行政評価・監視において、政府の実行計画の実施状況について調査が行われる場合には、これに積極的に対応する。